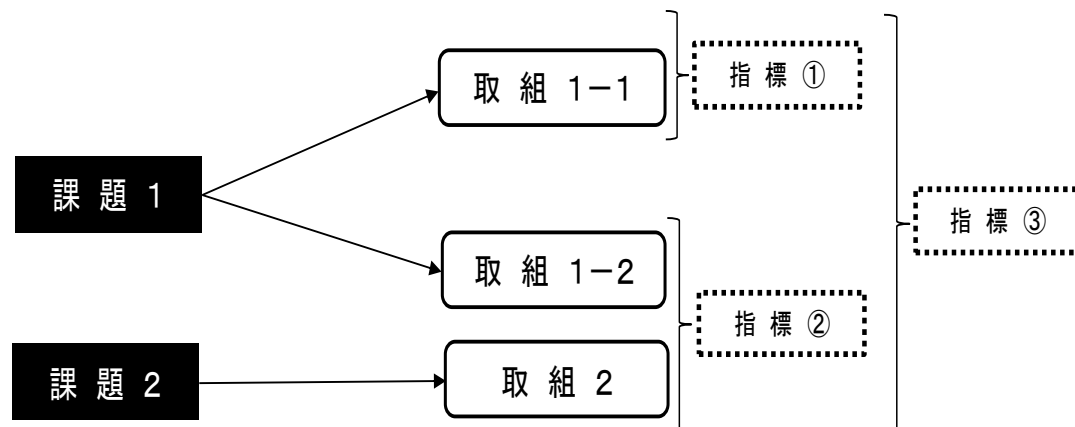


- 第 6 次東京都保健医療計画から、5 疾病 5 事業在宅について、評価指標を設定
 - 第 7 次東京都保健医療計画で、評価指標と取組を紐づけ。評価指標の設定を、5 疾病 5 事業在宅以外の一部疾病事業にも拡大
 - 評価が所管の自己評価になっている、形骸化しているなどの意見あり。
- 第 7 次東京都保健医療計画より、進捗管理・評価方法の見直しを実施

＜ある疾病・事業の構成例＞



各指標の評価 + 各取組の実績 = 疾病・事業の評価

- 指標は評価し、取組は事業実績を記載
- 5 疾病 5 事業在宅は、疾病・事業単位での評価を行う。
- 指標未設定の疾病・事業は、取組の事業実績のみ。

各疾病・事業の協議会等で評価内容について検討

保健医療計画推進協議会にて評価結果を報告、意見交換

評価結果を踏まえて、適宜指標や計画を見直し

- 各疾病・事業の協議会等で評価について検討後、保健医療計画推進協議会で協議